



有期労働契約労働者の雇止めと雇用保険の資格喪失について

有期労働契約において、使用者が契約更新を拒否したときは、期間満了により雇用が終了します(雇止め)。「雇止め」を行うこととなった場合の手続きと、雇用保険の資格喪失時における取り扱いについて見ていきましょう。

1、雇止めを行うにあたり、有期労働契約の締結時に明示した内容を確認しましょう。

- ①契約更新の有無 → 自動的に更新する/更新する場合があります/契約の更新はしない
- ②更新する場合の判断基準 → 契約期間満了時の業務量/労働者の勤務成績、態度/会社の経営状況 等
- ③更新回数・通算期間の上限 → 上限に達したことによる雇止めかどうか

2、雇止めを行うにあたり、「更新しない旨の予告」が必要な場合があります。

以下のような有期労働契約を締結している場合は、少なくとも**契約期間が満了する日の30日前までに**、契約を更新しない旨を予告しなければなりません。ただし、あらかじめ契約更新がない旨を明示している場合を除きます。

- ◆ 3回以上更新されている場合
- ◆ 反復更新され、契約期間が継続して通算1年を超える場合
- ◆ 契約期間が1年を超える場合

こちらは労働基準法の規定による予告であり、以下の雇用保険上の雇止め通知とは意味合いが異なります。

3、雇止めの理由について、労働者から証明書を請求された場合、遅滞なく交付することが必要です。

雇止めの理由とは、「**契約期間の満了**」ではなく、以下のような理由とする必要があります。

- ◆ 前回の契約更新時に、本契約を更新しないことが合意されていたため
- ◆ 担当していた業務が終了したため
- ◆ 業務を遂行する能力が十分ではないと認められるため 等

契約期間満了による退職 → 雇用保険の資格喪失における取り扱い

契約期間満了に伴い退職となった場合、雇用保険の資格喪失を行い、離職票を発行することとなりますが、「**契約期間の長さ**」や「**契約更新にかかる明示の内容**」によって、離職区分が決定されます。

通算契約期間	更新確約合意	更新しない旨の明示	直前更新時に雇止めの通知	労働者から	離職区分	喪失原因	給付制限
3年未満	無	無	無	更新を希望する	2 C	特定理由離職者	なし
	有	-	-		2 B	特定受給資格者	
	無	有	-		2 C又は2 D	特定又は受給資格者	
	無	無	有	2 D	受給資格者	希望の申し出なし	
	無	無	無	2 C又は2 D	特定又は受給資格者		
	有	-	-	2 B	特定受給資格者		
	無	有	-	更新を希望しない	2 D	受給資格者	
	無	無	有		2 D	受給資格者	
	無	無	無				
	有	-	-				
	無	有	-				
	無	無	有				

- ◆ 更新しない旨の明示の有無 → 「更新しない」旨が文書で確認できる場合は【有】
- ◆ 直前更新時に雇止め通知の有無 → 最後の雇用契約の開始時に雇止め通知を書面で行っている場合は【有】

こちらの表は当事務所が独自にまとめたものになりますので、参考としてください。

通算契約期間	更新確約合意	更新しない旨の明示	直前更新時に雇止めの通知	労働者から	離職区分	喪失原因	給付制限	
3年以上	無	無	無	更新を希望する	1 A	特定受給資格者	なし	
	有	-	-		2 A	特定受給資格者		
	無	有	-		1 A	特定受給資格者		
	無	無	有	希望の申し出なし	2 A	特定受給資格者		
	無	無	無		1 A	特定受給資格者		
	有	-	-		2 A	特定受給資格者		
	無	無	有	更新を希望しない	4 D	受給資格者		あり
	有	-	-		2 D	受給資格者		なし
	無	有	-					
	無	無	有					

※ 雇用保険の資格喪失原因が【3】となった場合、普通解雇等と同様の取り扱いとなり、助成金を受給している企業(受給を希望している企業)にとって、直ちに影響があります。

※ 『特定受給資格者・特定理由離職者』に該当した場合、年齢・雇用保険加入期間によっては失業保険の給付日数が延長されることとなります。

※ 採用当初はなかった契約更新上限がその後追加されたり、不更新条項が追加されたような場合は、その期日が到来したことによる期間満了であっても、特定受給資格者又は特定理由離職者となる場合があります。

《筆者：古谷野》

お知らせ

● 資格情報のお知らせ及び加入者情報の送付について(協会けんぽ適用事業所)

令和6年9月頃から、健康保険証の廃止に先立ち、被保険者・被扶養者の健康保険の資格情報(記号番号・氏名・生年月日・資格取得日等)及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)の確認が行われます。事業主を通じて、加入者に「確認のお知らせ」を配布していただく形で行います。

● 健康保険証の廃止について

令和6年12月2日に従来の健康保険証は廃止となりますが、現在お持ちの保険証は、令和7年12月1日までは使用可能です。なお、この期間中に現在お持ちの保険証を紛失等した場合、再発行はできません。また、マイナンバーカードをお持ちでない方については、「資格確認書」の発行を受けることができます。発行時期によって、有効期限は4~5年の予定です。



● 育児休業給付金の延長手続きの厳格化について

令和7年4月から、保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の延長手続きが厳格化されます。これまでのように、入所できないことについて市区町村が発行する「入所保留通知書」の他に、**保育所等の利用申込書の写しが必要**になることに加え、以下の内容が追加で確認されることとなります。

- ① 申し込んだ保育所等が合理的な理由なく自宅から片道30分以上要する施設のみとなっていないか
- ② 保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないか 等

● 夏季休暇

誠に勝手ながら**8月12日(月)~16日(金)**まで夏季休暇とさせていただきます。ご不便をお掛けしますが、よろしくお願い申し上げます。

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

